

## 産育呪儀三題(二)

### 水野正好

#### 一、湯殿始めと吉方流水

出産のあと、湯殿始めの儀が執り行なわれる。産湯の儀である。この産湯の水は、単なる産児を洗う湯という以上に強い宗教性が与えられている。例えば、後白河院の誕生を記す『九民記』には「次主税屬佐伯貞仲率仕丁、令汲吉方水」とあるように、産湯水には、誕生した産児の吉方を勘案して陰陽師が方角(吉方)を定め、その方角にある河川などから「吉方水」を汲みとり、宮室・家宅に持ち歸るのである。こうした吉方水を汲む人々は『有光記』では「汲水之使」と呼ばれている。この「汲水之使」の構成は『有光記』では「廳官職兼為汲水之使、仕丁一人、荷丁二人各着火色等」とあり四人、『九民記』では「主税屬佐伯貞仲率仕丁、令汲吉方水」の句に註して「仕丁二人取授(栞)前行警蹕、二人荷多加之」とあり五人で赴いていることが知られる。『花園左府記』では、「持參水桶二荷也、仕丁四人」と記し「二

人者取松明、二人者取荷」とあり庁官を含めれば五人、『敦記』では「廳官六人也、其中二人令酌東流水、仕丁一人、荷丁二人、各着火色衣・袴等」と見え五人で構成されている。恐らく「汲水之使」となる庁官一人(時に付随する一人)、仕丁二人(時に一人)、荷丁二人という構成が意識されているのであろう。しかし、中には「汲水之使」が三人で構成されている場合がある。『爲隆卿記』には「申剋内藏屬忠倫、相具仕丁等、向吉方汲水」の記事がそれである。忠倫に註して「着束帶、當色白絹」、仕丁に「退紅・襷・烏帽」、等に註して「一人持手荷、一人取栞」の句があり三人であることは明白。また『大記』には「遣汲吉方水、仕丁一人着退紅・襷、荷多加桶發向、同仕丁一人取栞、前行警蹕、院廳官則安相從」とあり、やはり三人である。この場合は庁官一人、吉方水を荷う仕丁、栞(松明)を持つ仕丁一人という構成であることが判るのである。天皇家の皇子誕生の際の「汲水之使」の実態と貴紳の「汲水之使」の間では相違が見られる。九條兼実の『玉葉』には「仁安二年十一月九日、今日浴殿始也…下家司一人、

仕丁、直向吉方汲水東方、則汲水歸參」とあり、家司一人、仕丁、恐らく一人がその用を足しているようである。こうした型が貴紳一般の姿であろう。『敦記』・『爲隆卿記』はこうした「汲水之使」の服装を詳記している。火色（退紅）の衣袴に袴掛け、烏帽子をかぶる仕丁、白衣束帯の庁官がセットとなり、吉方へと赴くと記すのである。四人、五人の汲水之使の場合には、仕丁の二人は必ず荷丁（仕丁と記すとしても）であり、汲んだ吉方水を「荷多加」二桶に容れ、一人一桶（一荷）を荷して運ぶ、残る一二人の仕丁は松明（楛）を取り前行警蹕し、庁官が使を代表するのである。汲水は、ふつう二荷が必要であったようである。『花園左府記』には「吉方水運々、早重可催、而間仕丁稱賢持參水桶二荷也、仕丁四人二人者取松明、乍二人可參南階下、一荷者入桶一荷者遺釜殿御湯料」と二荷を分別して記している。一荷は桶に入れ、一荷は釜殿で沸かす御湯料とするための二荷である。汲水之使の員数が二人・三人の場合、荷丁は一人、恐らく一荷を運ぶか、一人で前後各一荷計二荷を運ぶかのいづれかであろう。前者ならば歸參のち分水、二荷に別つか、桶に入れ湯に加える聖なる水として用いるかのいづれかであろう。

こうした産湯に用いられる吉方水は、誕生した若子の吉方を陰陽師が勘録し、その方角の水みちを指示、その指示の場で汲むのである。吉方として選ばれる河川は、平安京の場合、『源禮記』では白川、『後愚昧記』では紙屋川、『小右記』では鴨川である。また河川名を記さ

ず「東方流水・東流水」とのみ記す場合も見られるが、その場合は産所東方の流水を汲めばよく、必ずしも前記の河川に限ることはないであろう。『新撰姓氏録』右京神別丹比宿禰の條には「大鷗鶴天皇御世、皇子瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、」とあり、宮室近くの瑞井の水を御湯に加えて産湯とした経緯が記されているが、こうした瑞井のような聖水を出す井も「汲水之使」が赴く場であった可能性は強い。汲まれた吉方水は荷丁の桶で運ばれるが、この桶は『九民記』では「一人荷多如之」と記され、『大記』でも「仕丁一人：荷多加桶發向」とあるが、『玉葉』にも承元三年五月廿五日の「湯殿始」の項に「吉時汲吉方水」と題して「今一口多荷水桶遺釜殿令人御湯：次供御湯、仕丁二人多荷置案前」とあり、多荷・多荷水桶、多加桶とよばれる桶であることが知られる。恐らく高桶、もしくは籠桶の称であろう。興味ぶかいことに『長秋記』には「元永二年六月五日、御湯殿儀：仕丁荷御湯如日來、但無布覆、今日依雨以板爲覆其体如」といった記事がある。晴天日には吉方水荷桶の口は布覆して運ばれるが雨天日は荷桶の口を屋棟形に板覆ひして湯殿に運びこむことが知られるのである。吉方水―聖なる水に雨滴や塵埃が混じらぬよう格別な配慮がなされているのである。いづれにしても吉時・吉方を選び、汲み水の河川・汲み湯の吉所を選び、着衣彩色を整え、細心の注意を払って「吉方水」は湯殿に届けられるのである。

こうして運びこまれた吉方水は、『大記』によれば「御湯兼以沸湯、

剋限入加件水也」と記し、件水（吉方水）が沸かされた御湯に加えられることを述べている。『玉葉』も仁安二年十一月九日の記事に、「則汲水歸參、仕丁、直向釜殿、入加浴湯、次下家司相具御湯」と記す。『花園左府記』には吉方水二荷について「一荷者入桶、一荷者遣釜殿御湯料」と吉方水二荷の用を二分、分別している。恐らく吉方水の一荷は釜殿で御湯として沸かされ、一荷は桶からこの沸いた御湯に加えられるようである。このように用いることで吉方水は、そのもつ聖性が産湯全体に及ぶことになるのである。

聖性を具えた産湯、この産湯をめぐって極めて重要な一儀がある。『新撰姓氏録』右京神別・丹比宿禰の項には「皇子瑞齒別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、干時虎杖花飛入御湯釜中、色鳴宿禰稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別命、乃定多治部於諸國、爲皇子湯沐邑」とあるが、吉方水に該当する淡路瑞井の水に、より一層の呪力、聖性を与えたのは虎杖花―丹遅花である。こうした呪物の世界が古代の産湯の世界にも息づいている。『玉葉』の件の承元三年五月廿五日、湯殿始めにあたり「今一口多荷水桶遣釜殿令人御湯」の記事につづいて「件御湯入桃李梅、兼沸之、以吉方水加入」の言葉がみられるのもその一、産湯の御湯中に桃・李・梅を入れる、そうした在り方は虎杖花と共通する一面が見られるのである。それだけではない。この『玉葉』には「次進匏六口、下家司三人持之、人別三口、付袋匏爲先、此中一口結付七寶袋、白生小袋、匏口通穴結付之、金銀色々珠、治丁子麝香

等、又一口結付錢袋、錢三文入同袋付之、」といった記事がある。『大記』にも「匏二柄、結付一柄、金、銀、犀角、錢等、入絹袋付之、例杓二柄」という相似た一文がある。恐らく『玉葉』の記事とは異り七寶袋、錢袋の二袋が一個の匏に結び付けられるのであろう。『源禮記・委記』にも「置匏六口、大二口、小四口之中、一口金銀、犀角、麝香、錢入袋、結着匏」とあり、『大記』と同様、一匏に七寶袋・錢入袋が結び付けているようである。こうした七寶袋・錢入袋を結びつけた匏がどのようなに使われるのか、そのことを記すのは『玉葉』である。「次女房一人參上、以匏付錢袋匏用之、酌入湯入台湯也、」とあり、錢袋を結ぶ匏で産湯を酌み入れ合湯とするというのである。錢袋を通しての湯は、単なる匏で汲み入れる湯とは異なる、一種の聖性を強めた湯に転ずるのであろう。一方、七寶袋を結ぶ匏は記事に登場しないが、その用を想わせる記事が『源禮記・委記』にみえる。「犀角・金銀・瑠璃・車渠・馬腦・頗璃・珊瑚・琥珀・眞珠・錢等入白生絹小袋、入御湯」の一文がそれである。先の『源禮記・委記』の別文で「金銀・犀角・麝香、錢入袋結付匏」と記された大二口・小四口の六匏中の一匏がこのように表現されているのである。他例の二匏に七寶袋と錢入袋を別々に結びつける場合も、また一匏に両者は一袋にして結びつける本例の場合も、共に御湯に入れるものとして機能していることがこの記事から理解できるのである。金銀・珠玉などを袋づめにして結んだ匏を御産湯に浸したり、こうした袋を結ぶ匏を通して御湯へ汲み入

れたりする、そうした中で産湯の聖性を一層強化しようと計られているのである。七寶のもつ神秘が拡がり、錢のもつ富貴が浸透する産湯を用いる中で、誕生した若児は、神秘の力、富貴の華を身につけると考えられているのである。人生の門出ともいふべき産湯の場で金銀珠玉・錢貨のこうした在り方と共通する場がいま一つ在ることが確かめられる。「地鎮・鎮壇・移徙」の場がそれ。一生を託する家屋、一朝をあづける宮室、一宗を護る堂塔、その建築はまさに人生の門出に相應しい存在である。平城京に営まれた堂塔の中にはまさに金銀珠玉・錢貨に彩られた地鎮・鎮壇の遺構が見られる。南都元興寺塔跡基壇発見の膨大な金銀珠玉、錢貨、南都西大寺塔跡基壇発見の卓越した金銀・錢貨・珠玉：大地を深く穿ち一層一層、地掲きしつつ整地、堅牢な基壇をやがて地上高くに築き上げる間、何回も何回も、築壇ごとに金銀珠玉・錢貨がまかれ基壇を聖化、併せて地神の永遠の庇護が願われているのである。まさに産湯の金銀珠玉・錢貨と通ずる想ひが汲みとられるのである。移徙の儀もまた同様である。「第一章女二人一人撃水一人撃燭、第二章牽黄牛、第三章撃案上著金寶器、第四章持釜内著五穀、第五章長、第六章撃馬鞍、第七章孫男、第八章持箱盛繪錦採帛、第九章一人持甌之内五穀飯、第十章母帶鏡於心前」といった家移り―移徙の順序とその撃げもつ品々を見る時、ここにも産湯の金銀珠玉を容れた七寶袋、錢貨を収めた錢袋と通ずる性格が漂うことを読みとりうるのである。

## 二、産育と乳付けと朱蜜

大和の地は、蜜蜂にかかる最古の史料をもつ地である。『日本書紀』皇極天皇二十一年十一月の條に

二年十一月、是歳百濟太子餘豐、以蜜蜂房四枚、放養於三輪山、而終不蕃息

の記事がそれである。百濟太子餘豐は、百濟義慈王の子であり舒明天皇三年、義慈王の命をうけて質として来日、斉明天皇六年、百濟が唐・新羅軍の侵攻をうけるや百濟の鬼室福信らは百濟王に餘豐を請い、天智天皇は元年五月、大將軍阿曇比羅夫に船師百七十隻を与え餘豐を豊璋を送り、百濟王とした。天智天皇二年白村江の戦いに日本軍が破れると百濟王豊璋は高麗に逃れたと伝えられている。この百濟王即位以前、日本にある時、蜜蜂の巣四枚を三輪山に配し、その放養を計画したが成功しなかった趣きをこの記事は物語っているのである。三輪山で放蜂し、その蜂蜜を得ようとする企ては百濟太子が係わるだけに余程注目されることであつたと見てよい。恐らく、単なる甘味料としてはなく、薬料として用いる蜂蜜を得ようとする計画ではなかつたかと考えられる。三輪山は薬と深くつながる大物主命の鎮まる山であり、花鎮祭・花鎮菜を出す大神大物主神社の鎮座地、長く『大同類聚方』を伝える大神神社の鎮座地だけに、百濟太子餘豐の養蜂の地に選

ばれた理由がおぼろげながら理解されるのである。

『續日本紀』聖武天皇・天平十一年の條に

天平十一年十二月戊辰、渤海使已珍蒙等拜朝、上其王啓并方物…大  
蟲皮羆皮各七張、豹皮六張、人參三十斤、蜜三册  
とあり、『三代實錄』清和天皇・貞觀十四年の條に

四月十八日丁亥、勅遣左近衛中將從四位下兼行備中權守源朝臣舒、

向鴻臚館、檢領楊成規等所賣渤海国王啓及信物…大蟲皮七張、豹皮  
六張、熊皮七張、蜜五斛

とあるように外交のルートを経て渤海国王から「蜜」蜂蜜五斛」が  
信物として届けられる場合があることを知ると、百済や新羅、高句麗  
国王の信物中に「蜂蜜」が含まれていたり、それぞれの国から来朝し  
た人々渡来系氏族の中にも「蜜蜂からの製蜜法」や蜂蜜そのものが  
日本に至るケースが考えられるのである。三輪山での百済太子餘豊の  
蜜蜂の放養もそうした外来技法の導入の一駒であったと見るべきであ  
ろう。恐らく、日本古来の蜜蜂による製蜜法、養蜂法とは異なる今來の  
製蜜法、養蜂法が導入され、全国的に普及浸透していくのであろう。

こうした蜜蜂は『小石記』の

寛仁元年九月十二日丁未、今夏以來、西對唐庇連子下木與長押間蜂  
多狼雜、昨今見其巢、有蜜巢、取一壺令嘗極甘者、今日召忠明宿彌  
令見、申無疑由、仍相構令取其巢、深在連子下底、先執數蜂納黑漆  
壺、其後取出、有未成身之子巢等、又多有盛蜜之巢、瀉入唐白茶碗

全一合、即放數蜂、是希有之事也、仍記子細、

とあるように家宅に蜜蜂が巣をつくり、その巢から蜂蜜を得る次第  
がこと細かく記されているのである。このように養蜂とは言えないま  
でも、養蜂にあたる組織もあったようである。例えば、『山槐記』治  
承二年十一月十日の條には中宮が御産の氣があり、その用意万端整え  
て降誕をまつ様が非常に詳細に記述されているが、その記述中に、誕  
生した若子の御乳付の料物を掲げる。料物は甘草、光明朱、蜜、牛黄  
の四種をあげ、甘草、光明朱、牛黄は入道が用意するが蜜は藏人所が  
ととのえると記している。興味深いことに蜜に

蜜、兼日自藏人所遣召蜜、御園所進非眞蜜、仍定成朝臣賜藏人所儲  
差副寮官一人於仕人、遣御園所、取進眞蜜也

といった註を付している。蜜は御園所で製られ保管されているよう  
で、御乳付料物として御園所から藏人所へ提出した蜜が眞蜜でなかっ  
たことから改めて使を出し眞蜜を差し出させている訳である。換言す  
れば製蜜、蜜の保管管理、調蜜といった作業は御園所のなすところと  
されていたのであろう。一方、蜜は各地から貢進されるものでもあっ  
た。『延喜式』卷十五、内藏案の項には「蜜蘇」を掲げ、

蜜、甲斐国一升、相模国一升、信濃国二升、能登国一升五合、越中  
国一升五合、備中国一升、備後国二升

と記している。また、『延喜式』卷三七、典藥寮の項に「諸國進年  
料雜葉」として

摂津国蜂房七両、伊勢国蜂房一斤十二両

と記されている。内蔵寮の場合は比較的遠隔の地から貢進させることもあってか「蜜」としてすでに精製されたものであるのに対し、典薬寮の場合は近隣の国から蜂房・蜂巢の貢進という形がとられ、彼此の間に違いが見られるのである。恐らく御園所のような施設中に蜂房・蜂巢が収められるケースも考えられるであろう。

こうした蜂蜜が如何ように用いられるかは記録に現れることが乏しく判りづらい。『續日本紀』巻廿一・淳仁天皇天平宝字四年の條には

閏四月丁亥、仁正皇太后遣使於五大寺、每寺施雜菜二櫃、蜜缶一口、以皇太后寢膳乖和也、

病篤く、この年六月七日崩ずる仁正皇太后の病いの恢復を願って五大寺へ雜菜二櫃、蜜缶一口を施入しているのである。京内六大寺に誦経させたり、宮中で大般若経を転読させたりする動きと同様な動きと言えるであろう。仏に、寺に施入する雜菜、蜜缶は病ひを贖うものであり衆庶を救済するものと考えられているのである。用菜の詳細を記す『大同類聚方』中には蜂蜜を用いる薬五種を挙げていますが、これらは家蜂・土蜂のいづれの蜂を用いるかは定かでない。例えば「南水薬、栗田朝臣真人乃家傳方、之利度智之利波須與早駿安里、久呂加彌乃寸利古、一味平須波智乃阿免煉利合附早愈申」とあるように種々の薬材を練り、これを蜂蜜で合せて用いる形で使用されている。仁正皇太后が五大寺に施入された雜菜の場合、それを調合するものとして蜜缶一

口が付けられているのであろう。『延喜式』の典薬寮の記事に「臈月御薬」として掲げられた諸薬材中、「蜜小二斗五升七合、己上并受内蔵寮」があるが、その具体的な用い方は記されていない。蜂蜜がこのように薬料として用いられるケースが多い中で、注目される用法がある。天曆四年五月二四日誕生の冷泉天皇の御産部類記「九條殿記」には「御乳付」として

喚故中納言平時望卿女子、令奉仕乳付、時午二点矣、以縑裹之。先是侍醫季富等供甘草汁、次以蜜和光明朱砂、塗御脣、以故當季朝臣息左近局爲乳母：

といった記事があり、誕生した皇子の乳付けに蜜が用いられることを記し留めている。光明朱砂と蜜を和して皇子の御脣に塗るという作法がここに明確となるのである。この御乳付けに関しては前掲の『山槐記』治承二年十一月十二日条に甘草、光明朱、蜜、牛黄の四種を御乳付料として用意する趣きが記され、ついで

此後有御乳付事云々、傳聞、洞院局奉抱上、以綿纏指、拭去御口中并御舌上血、血多入御口中不速拭去云々又以他綿纏、沾取甘草湯奉含之、又以綿纏、沾取朱蜜塗御脣、又以綿沾取牛黄奉會之、次奉含御乳、次御乳人參上、御鼻員以練糸結之如恒云々

と実に具体的に乳付の模様が記されている。同様な記事は『公衡公記』廣義門院御産愚記・延慶四年の条にも見える。

次有御乳付事、其儀先醫師獻其具（甘草煎・朱蜜・牛玉擗水合度申出時）、

次女房奉抱上、以綿纏指拭御舌中并御舌血、次奉含甘草煎（以他綿沽之奉含之）、次取朱蜜奉塗御脣（又以綿沽之奉塗之）、次奉含牛玉（如形、又以綿沽之奉含之）、以上對御方奉仕之、二品扶持之、次女院如形令奉含御乳結、御乳人、參上奉含御乳、次二品奉抱皇子出寢殿、奉臥白御帳内：

と記されている。誕生時、嬰兒の口中や舌には血が多く入り産声も速やかにあげることが出来ない状況であるため、口中、舌上の血を甘草湯でふき、光明朱砂と蜜を和した朱蜜で脣を拭き全からしめるといふ訳であり、甘草湯の甘さ、朱蜜の甘さで嬰兒の乳付けの備えとし、母が乳付けの形を、やがて乳母が実際に乳を飲ませるといふ次第である。蜂蜜がこうした乳付け時の朱蜜の和剤として息づいていることは薬として用いる一面を具体的に物語るものとして重要な資料となるであらう。

蜜蜂で名を馳せる貴人に京極大相国藤原宗輔が挙げられる。「古事談」には彼が鳥羽殿で飼う蜂のことが記されている。五月ごろ、蜂巣が俄かに落下、蜂の多くが飛散、人々の逃げ惑い騒ぐのを見た彼は御前の枇杷をもぎ皮を剥ぎ指上げる、蜂はあるかぎりこの枇杷にとりつき散らず、そこで他へ蜂のとりつく枇杷をすてさせたといひ、天皇の嘆賞、叡感を得たと記す。蜂を飼養し蜜を求める貴紳邸宅での騒動がよく理解できる筆緻である。一方「十訓抄」ではこの藤原宗輔が杉大なる蜂を飼ひ、それぞれの蜂を名付け、何丸、かに丸を呼べは寄り、出

仕の車にも沢山の蜂が行を共にする。車ひきに止まれと指示すれば車とともに蜂も止まるという鮮やかさ、世人は彼を蜂飼大臣と名付けたとのべ、蜂と宗輔の関係をのべている。飼蜂の状況を記す「栗氏蟲譜」には「江都官家ニ蜂堂ヲ庭上ニ設テ蜜ヲ採テ：堂内部局ヲ構へ、其上ノ奥所、蜂王ノ座アリ。群臣次第ニ列座シテ自然ニ官職アルガ如シ：群蜂早晨ニ堂ヲ出デ午時ニ花薬及精液ヲ含ミ來テ衙門ニ入ルトキ、監蜂是ヲ檢察シテ入シム」とあるが蜂巢内の蜂にはあたかも軍隊が朝廷の官僚機構を思わせる整然たる序列が辿れることを指摘している。藤原朝臣宗輔の蜂の名付け、蜂への往來の指示となった記事などは宗輔が養蜂する蜜蜂の特性をよく見極めてのことであることがこの「栗氏蟲譜」などの記事から導き出されるであらう。このようにしてみると産と朱蜜、薬と蜜の周辺は中国唐・宋朝慣習との対比が将来必至となるであらう。

### 三、誕生と嬰兒遺体流棄

奈良県大和郡山市の稗田遺跡の発掘調査は下ツ道を横切る河川―佐保川の一流の姿を見事に垣間見せてくれた。二百点を超す人面墨描土器に加えて多量の土馬や齋串、人形代、さらに壘形代まで、まさに「祓え」の実態を伝える文物の発見であり、佐保川がそうした祓えの場、祓い流しの場として利用されている様子を手にとるように浮かび

上がらせたのである。しかも、この調査ではいま一面、極めて重要な資料の発見があった。嬰兒を包み流す、そうした実例が見出されたのである。板に死した嬰兒の包みを載せ繩して流したこの例は、古代の嬰兒の川流しの具体例として、その検討は、将来、各方面に問題を惹起するものと考えられる。

ところで、中古の記録を繙くと、注目される史料に出合うことが出来る。藤原行成の日記『権記』がそれである。その寛弘五年九月の條には、

廿五日壬午、此夕女人有惱氣、疑在産事、仍初夜聞許、爲向慶圓僧都赴妙法蓮華寺、而聞候内之由、到一條路邊、令左近府生重隣取案内、子時螺吹後、僧都被出、同載歸加持、誕生男兒、胞衣未下、仍令七人陰陽人以午時令被七瀬、立種々願、僧都寅時許被還、種々祈願、右宰相中将修理大夫：

廿六日癸未、此夕子剋又誕男兒、胞衣不早下、然而切取結着母氏胎  
廿七日甲申、此日新宰相被過問、春宮權大夫左宰相中将被過問、此夕始被生兒亡、以丑剋令是高葉東河原、胞衣出了、女人有惱氣、  
廿八日乙酉、此日新生兒辰剋初沐浴、前式部少輔江爲基讀孝經、弦打加持僧等在之、午時許兒没、八月子俗忌之、仍過今月可遂産事之由、種々祈願、而俄有産事、是無佛神冥助也、今夜子剋棄兒於乙方東河原也。

といった詳細な小兒誕生、その死去の記録が見られるのである。

その内容は九月廿五日産氣付き男兒出生、翌廿六日再び男兒出生、双生兒であった。先に誕生した男兒は廿七日死亡、後に誕生した男兒も廿八日、相ついで死亡するといういたましい経過を記す記事である。先兒は誕生後、七人の陰陽人を招いて七瀬に被えさせ、種々の立願まで行成は執り行っているし、後兒にも初沐浴、読孝經、絃打加持といった産事が執り行なわれている。例えば同書、『権記』の寛弘四年十一月廿日の條には、十九日、女人煩氣ありとのべ、

卯時誕生女兒、二時許不胞落、仍結着切之、種々立願祈誓、午時許自吉平朝臣示送云、如此事七瀬被有感應、則光榮朝臣以下七人許送消息、以申剋令被、送消息後、未剋平安遂了。自今夕屈觀助律師修法、故靜闇梨修、朝闇梨加持、觀義上人讀大般若、

といった記事が続いている。女兒誕生について立願祈誓、七瀬被、修法加持、大般若といった一連の動きが誕生の日に実修されている。

この女兒は無事成長するが、二日間のみこの世に生を享けたさきの双兒の場合も、その誕生の日には同様な儀が実修されているという訳である。この双兒は二日の生を終えて死亡、母たち女人の落胆悲哀、行成の落胆悲哀はいかばかりか……。ところが続く文は先兒は廿七日、東河原に棄てると記され、後兒もまた翌廿八日、同様東河原に棄てると記される。「八月の誕生は忌まれると俗に言われるが、この兒達は過ぎて九月に生まれたのに……」という残念の言葉や、「仏神の冥助なく……」という句にこの子たちを見守る行成や家族の想ひが十分に読みとれる



のである。

このように誕生した子供への愛情、愛惜の言葉と裏腹に、この双児は、ともに「東河原に棄てる」という言葉で、その遺骸の取扱いが語られているのである。墓を築くことなく、死後僅かの時間（夕死して丑刻・午時死して子刻）をおいて茶毘に付されることもなく東河原に棄てられているのである。ただ、廿八日乙酉の死亡ということで、陰陽師ともはかりその遺骸は乙方東河原を選んで棄られているようであるから、廿七日甲申死亡した先きに生まれた兒も甲方東河原を選んで流し棄てられたと考えてよいであろう。双児であるが、川筋こそ東河原、しかし、その流し棄てられた場合は死亡の日の干支をえらび互いに相違していたであろうことが推察されるのである。

『権記』を記したのは、藤原行成。この双児が誕生し死亡した寛弘五年当時、彼は権大納言の要職にあり、四九才、四納言の一人に数えられる有能な実務官僚であり、三蹟の一に算えられる能書の人として有名であった。こうした政治の枢要にある行成の家で誕生、死亡した嬰児ですら東河原に棄てられるだけに、当時貴紳から衆庶に至るまで、各階層に嬰児の河原流棄の風習が浸透していることが読みとれるのである。そうした目で見るとすれば、『後愚昧記』の一記事も重要な意義をもつことになろう。その記事は、つぎの永和三年正月十二日の條である。

十二日、今日申刻許大樹妾一略一産女子了、而爲逆生之間即死去云々、

日來爲男子者、馬・甲冑等可出之由、諸大名等用意之、而支度相違之間、於馬者引歸云々、凡産生爲難産之間、比與之雜說等滿巷、何足違記哉、或説云、兩子一度出生、共以死去、而隱密兩子之由云々、実否不知之、小兒死去之間、無不觸此穢之人、仍天下觸穢之儀云々、就中二品尼向産所、彼兒死去之後歸宅、其後參内之間、毎日御拜無之云々、上臈後日所語也、

大樹一足利義滿の妾、日野業子がこの日、雑産の中、女兒を出産するが「逆生一逆子」で、出生後死去、諸大名は男子出生に備えて馬・甲冑等を若子に献すべく用意していたものの空しく終わった次第が述べられているのである。双生児であったという説がひろがり、また二品尼の動きもあって死穢が充滿、天下觸穢、内裏にまで穢氣を引き来たったことが記されている。この記事中には、死亡した女兒、若しかすれば双子の女兒の遺骸が河原に棄てられたか否かは説かれていないが、『雑説滿巷』の言葉や「隱密兩子之由」の句は、十分そうした遺棄の可能性のあることを暗示する言葉といえるのであろう。双子の二女兒が出生、その後、間もなく死亡、將軍家男兒出生を期待する諸大名との絡みもあり隱密裡に全てが運ばれているのである。一方、『白練抄』四條天皇の條には

天福元年九月十二日癸丑、自去夜女院御産氣云々、來月御當月也、人以驚云云、十八日巳末、御産氣日來連々、今曉殊物忿之間、寅刻皇子降誕、萬人悅豫之處、皇子有御事云々、及晝女院崩御云々、上

下悲嘆、言語難及、二僧侶、二陰陽、恥辱此秋也、卜筮算勘以下、皆以相違、諸道陵夷、何事如之、

といった記事が見られる。後堀河天皇の皇后尊子、二十五才の難産、皇子降誕後の相つぐ崩御、全てを読み違えた仏道、陰陽道など諸道の權威失逐の様が鮮やかに描かれている。足利義満家の場合とは異り、隱密裡に遺体遺棄へと事を運ぶといった動きは見られない。皇子は母尊子と共に葬られたのか否か、その是非は記事を欠くが、こと天皇家―皇子だけに格別な取扱いがなされた可能性は大であろう。

ここで注目されるのは『仲實王記』の記事である。

建永二年七月廿八日壬寅、姫宮御氣歸色絶了、廿九日癸卯、裏書云、  
暁天奉渡大谷堂了、小人御事、不似普通例欵之由、法師行被計也；  
七歳以前、無葬禮無佛事故也、普通之例、納袋墮山野了、而此事者  
悲嘆之餘、奉安置東山堂了、八月四日：七歳以前、葬禮并七七御佛  
事、無先例之由所被申也

とある記事である。七歳未満で死去した小児の場合は葬禮なく仏事もとり行なわぬとの約束事がこの時代に息づいていたことが行文の間から読みとれるのである。この記事の場合はそうした約束事を超える愛惜の想ひがあつて、特別に東山大谷堂に遺骸は渡されるのであるが、一般には袋に納め山野に墮すが普通と述べられている。こうした事態を勘案すれば、『権記』の語る藤原行成の双子死亡、東河原に遺体を棄てるとの記載も、七歳以下、わけても出生翌日の死去、生あること

二日という事態は、当然、山野河川に運ばれる結果を生むことになるかも知れないのである。河原への遺体遺棄は当時の七歳以下の小児に広く適用された葬の在り方を語るものであったと推測されるからである。後世、賽河原の伝承が河原をめぐって成立してくる事情も、こうした葬と係り合う結果であろう。

『律疏』賊盜條には「凡残害死屍、及弃屍水中者、各減闕殺罪五等、弃而不失、及髡髮若傷者、各又減二等」とあり、その註に「謂從殘害以下、並謂意在於惡、如無惡心、謂若遺言水葬、及遠道死柩、將骨還鄉之類、並不坐」といった規定がある。惡意を抱いて屍を水中に棄てれば罪死に値するが、惡心なく遺言で水葬する場合などは罪に坐さずと説いているのである。貴紳衆庶が慣例として「死屍河原遺棄」・「死屍河川流棄」を行なうかぎり、惡心なきものと見なされ罪されることはないと言ふこともできるであろう。そうした目で見ると、『続日本後紀』仁明天皇承和九年十月条の

九年十月甲戌、勅左右京職東西悲田、並給料物、令燒歛島田及鴨河原等鬻體、總五千五百餘頭、癸未、太政官充義倉物於悲田、令聚葬鴨河鬻體

といった記事は京洛内外の河原の様子を窺い知る上で重要な意味をもつものである。河原に存在する鬻體を集め焼歛する記事は数多く見られ、行疫甚しい際の川原、山河の遺骸焼歛のけたたましさも多く日記に記し留められている所である。山野河原がこうした衆庶貴紳

の遺体遺棄の場であったことが復原されると、生を享けて僅か二日、死去した双子が貴紳の子であろうと七歳以下の基準からしても、慣習からしても、こうした河原への遺体遺棄は格別な想ひを抱かせるものではなかったと言えるのかも知れない。こうした面からすれば、被へに伴う人形代、馬形代、甕形代、人面墨描土器（贖小埴）を通じて罪穢、疫疾を河原から流す、そうした被い流しと死体の河原遺棄は相互に背景に脈絡するものがある同時代の慣行であったと言えるであろう。